

令和4年度（2022年度）第3回吹田市入札等監視委員会 議事録

1 開催日時 令和4年11月11日（金）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場 所 吹田市文化会館（メイシアター）3階

3 出席委員 (委員長) 梶 哲教

(委員) 高橋 明男

(委員) 小野 憲一

4 会議の概要

(1) 令和4年4月1日から令和4年6月30日までに締結した入札・契約方式別の発注案件の状況及び指名停止の措置の状況を委員に報告した。

(2) 同期間に契約締結した予定価格が250万円以上の入札・契約案件のうち、委員が事前に抽出した次の案件を、所管室課の担当者同席の上、審議を行った。

案件番号	入札・契約方式	案件名	契約金額（円）
1	プロポーザル (業務委託)	吹田市第4次総合計画中間見直し等支援業務	16,819,000
2	指名競争入札 (工事)	吹田市立吹田第一小学校校舎大規模改造Ⅰ期工事 (ガス設備工事) 及び吹田市立岸部第一小学校校舎大規模改造Ⅰ期工事(ガス設備工事)	2,728,000
3	一般競争入札 (コンサル)	吹田市立吹田第一小学校ほか2校校舎大規模改 造Ⅰ期ほか工事監理業務	12,680,800
4	指名競争入札 (業務委託)	令和4年度教職員定期健康診断委託業務 【単価契約(当初契約)】	8,474,598
5	一般競争入札 (工事)	吹田市川園ポンプ場 No.1 雨水ポンプ機械設備工事 吹田市南吹田下水処理場放流ポンプ機械設備工事 雨水レベルアップ整備中の島・片山 ポンプ室機械設備工事	157,300,000 112,915,000 111,870,000
6	随意契約 (業務委託)	公園等施設補修業務	18,734,100
7	指名競争入札 (業務委託)	吹田市立保育所等遊具修繕業務	1,815,000

8	一般競争入札 (業務委託)	吹田市立幼稚園型認定こども園給食調理業務 【単価契約(当初契約)】	115,157,335
9	一般競争入札 (業務委託)	市有施設の照明 LED 化に係る調査委託業務	3,300,000
10	随意契約 (業務委託)	令和 4 年度地域支えあいネットワーク推進業務	109,684,912

5 議事録

- 事務局 ただいまから令和 4 年度第 3 回入札等監視委員会を開催します。本日の議題は、令和 4 年 4 月から令和 4 年 6 月までの入札契約手続きの運用状況について、事務局から報告します。その中から、各委員に抽出していただいた案件について、所管を交えて御審議いただきたいと存じます。また、答申は本日中に委員に御確認いただきます。それでは、これから議事進行は委員長にお願いします。
- 梶委員長 それでは、次第 1 の令和 4 年 4 月から令和 4 年 6 月分までの、入札及び契約手続き等の運用状況について、事務局から報告をお願いします。
- 事務局 報告
- 梶委員長 報告内容について、委員の先生方から何か御意見・御質問はございますか。
- 梶委員長 55 ページ、指名停止の運用状況一覧表、番号 1 の業者で、備考欄に、「本来であれば令和 4 年 3 月 19 日から 6 か月間の指名停止期間となるが、令和 4 年 4 月 1 日の入札参加資格認定事業者であるため、左記の指名停止期間としている」とあり、3 月 19 日から 9 月 18 日までの 6 か月間の指名停止扱いとしています。そもそも、重大な違反行為があって指名停止となるような業者であれば、この入札参加資格の認定が与えられること自体がどうなのかとも考えられますか、入札参加資格の認定の条件と手続きを説明してください。
- 契約検査室 名簿に登録されてから指名停止措置という運用としています。
- この業者は新規登録で 4 月 1 日から有効となる予定でしたが、他の登録中の業者が指名停止を受けた場合は、指名停止期間が終われば入札に参加できます。この業者も同じような扱いをするのであれば、参加資格認定後の期間の前に指名停止の措置を受けたとしても、その段階で有資格者としての登録はできないというわけではなく、その措置期間終了後は入札に参加できるという公平な考え方に基づいて、このような取り扱いとしました。
- 梶委員長 この業者の場合は、4 月 1 日の参加資格認定後に、違反行為が判明したということですか。
- 契約検査室 これは入札の談合で、公正取引委員会が排除措置命令を行った案件ですが、登録のあった他の業者は 3 月 19 日から指名停止としていますが、3 月 19 日から 3 月 31 日まで、この 1 番の業者は入札参加資格が無かったので、指名停止ができない状態であったため、4 月 1 日から 9 月 18 日まで指名停止としています。
- 小野委員 2 番の業者で、これは水道部の執行案件ですが、この後どうなったか分かりますか。

○契約検査室 この業者は仕様書をよく読み込んでいなくて、かなり安い金額で入札したが、その後に仕様を満たすことができないという理由で辞退し、指名停止となりました。9号随意契約できないかと、その入札金額で同じ入札に参加した他の業者と交渉したが、かなり安い金額で入札していたので、その金額では契約できないということで、金額の安かった他の業者と地方自治法施行令167条の2の2号、特定の者としか随意契約ができないという条文を適用し、契約を締結しました。

○梶委員長 報告は以上とします。

次第2 抽出案件の審議について

【案件1】吹田市第4次総合計画中間見直し等支援業務

○企画財政室 一部補足で、この間の状況を説明します。総合計画の見直しは、府内で素案の策定や総合調整を行う総合計画策定委員会をこの間に2回、また具体的な見直し内容の検討を行う作業部会を設置しており、その作業部会を各3回開催してきたところです。今月に第1回目の審議会を開催する予定です。

これらの会議の運営方法や、どういった審議をするかは、本市の事務局で考えていますが、コンサルが持っている過去の業務経験や、他市の状況といったノウハウ等から、アドバイスをもらったりながら、進めているところです。具体例は、計画見直しの基礎資料となる、例えば人口推計や社会情勢の分析等ですが、これらはコンサルが非常に専門性を持っているので、支援してもらっています。以前の入札等監視委員会での意見でノウハウの蓄積をとりましたが、人口推計や、社会情勢の分析といった分野について、蓄積を図りたいと考え、事務局としても取り組んでいるところです。

○高橋委員 この委員会でいろいろ意見を言ったことも対応していることは分かりました。このようなノウハウの蓄積につながることを、業者に求めているということですが、これは契約書には何も書かれていませんか。

○企画財政室 契約書には記載はなく、契約に付随する仕様書に記載しています。

○高橋委員 このような契約の場合は、仕様書は契約の一部になるのですか。

○契約検査室 契約書第1条に、「別冊の仕様書及び提案書に基づく」と記載があるので、契約の一部になります。

○高橋委員 実際にコンサル業者のアドバイスは有益ですか。

○企画財政室 今1番苦労していることに、人口推計はどのような推計を出すのかということがあり、議論をしています。このノウハウをコンサル業者は非常に多く持っているので、どういう数字を出すのか、アドバイスをもらいながら進めているところです。非常に有益な情報をもらっています。

○梶委員長 資料4を見ると、4月13日に第1回プロポーザル選定委員会が開催され、それから第2

回プロポーザル選定委員会が開催されています。そして、策定委員会において、素案の策定や総合調整が行われたと説明がありますが、この策定委員会と選定委員会は、別の機関ですか。

○企画財政室 選定委員会は、このプロポーザルからどのような業者を選ぶかという委員会になります。また策定委員会は、総合計画のどういう見直し案を作っていくか、議論を進めていて、部長級職員、教育長、水道事業管理者及び両副市長が委員となります。

○梶委員長 選定委員会のメンバーは、どのように選びましたか。

○企画財政室 選定委員会の委員は6名です。まず、行政経営部長、この総合計画を担当する部長です。都市魅力部長は、まちひとしごと創生総合戦略という計画の担当で、これは経済的な産業分野の視点から作った計画なので、関連が深いということで選定しました。健康医療部長は、中核市移行後に設置した保健所の担当で、その辺りの見直しのために、環境部長は災害が頻発していること、生物環境の悪化、SDGsも関係するので、また、都市計画部長はハード面である都市計画事業等の担当ですので、選定しました。最後に学校教育部長は、小学校の35人学級が進んでいくことや、GIGAスクール構想や、子供を取り巻く環境が大分変わっていること等から選定しました。

○梶委員長 分かりました。学識経験者を意見聴取の対象としていて、それが選定委員会の委員に、そういう方が含まれてなかつたら意外に感じましたが、部長級職員で構成された選定委員会であるという趣旨は理解しました。それ以外の点では資料4の説明、②の6行目に、市の政策会議とありますが、どんな会議ですか。

○企画財政室 来年の11月定例会に総合計画の議案を提出する予定ですが、この政策会議は、議案としてこの総合計画の案を出すのかどうかを審議する、市として意思決定する場になります。この会議は市長以下、部長級職員が入る会議です。

○梶委員長 資料2の抽出案件の説明書で、最終的にでき上がってくる総合計画の見直しということで委託していると思います。その支援業者が選ばれるプロポーザルにおいて、提案内容によって、その業者の選択が行われます。その提案内容がどんなものなのかよく分らないと、抽出時に思っていたところです。資料2、評価基準欄に提案内容に関する事項として、①から⑥まであります。この提案内容は、公開されますか。

○企画財政室 各事業者からの提案内容は、公開していません。そのプロポーザルの会議、当選定委員会の議事録、結果は公開しています。

○梶委員長 要領の11ページに、情報公開条例に基づき提出書類を公開すると説明があります。提出書類の著作権はプロポーザル提案業者に帰属しますが、提案内容に係る公文書公開請求があった場合は、吹田市情報公開条例に基づき提出書類を公開することができますか。

○企画財政室 「情報公開請求があれば、公開することができます。」という文言ですが、一般的には非公開というか、公開していないものです。

○梶委員長 ネット上にそれを載せるという話まで言うつもりはないですが、公開されると理解してよろしいですか。選抜された業者、選抜されなかった業者による提案も含めて、その理解でよろしいですか。

- 企画財政室 請求があれば、公開する予定です。
- 高橋委員 提出書類のうち、業者のノウハウに係るものに関しては、非公開部分とする可能性はあるかもしれないということですね。
- 企画財政室 おっしゃるとおりで、原則は全て公開するつもりですが、やはり公開して、その業者に不利益が生じたりするような点は配慮したいと考えています。
- 契約検査室 独自のノウハウとか、知的財産に関わるところは業者の利益を守ることが、企業秘密の観点から非公開部分があるということです。原則は全て公開ですが、業者と相談し、業者がこの部分は非公開をという話を聞いたうえで、判断するのではと考えています。
- 梶委員長 綺麗なプレゼンテーションができるかどうかということまでノウハウだと言い出すと、結局全部非公開になってしまいます。そうではなく、この調査をし、資料を作成し、支援をする、この提案内容に関する事項がノウハウだというならば、公開範囲は限定的となるが、その辺がどうなるのかということが少し気になるところです。
- 契約検査室 まず情報公開請求者が、何を知りたいかいうところで変わってくると思いますが、ノウハウは仮に不必要という話であれば、最初からその部分は外して公開できるかとは思います。ノウハウの部分になると事業者の確認が必要になるかと思います。
- 梶委員長 情報公開条例に基づく公開請求では、請求者の請求目的は問われないので、全部出せと言わされたら、とにかく全部出す話にはなるはずです。具体的に、その時にプロポーザルでの選抜が優位になるような、例えば書面の作り方、或いはプレゼンテーションのやり方が分かるようなものは、全てノウハウだと言い出したら、何も出せなくなります。それを市が認めるのかどうかです。過去にそういう例は無いかもしれません。そういう業者の主張を押し切って公開することが、果たしてできるかどうかです。
- 契約検査室 その時には情報公開担当や、時には弁護士にも公開した場合に吹田市が訴えられるリスクの有無等を確認しながら、非公開範囲を決めていく形にはなるかと思います。
- 高橋委員 推定の話となりますが、このプロポーザルだったらそれほどノウハウに係るものはないです。ノウハウというのであれば、今実際に市とのいろいろ、打ち合わせ、或いは提案、アドバイスの内容を公開しなさいと言われるときには、業者にはつらいことになるかもしれませんとは予想します。
- 小野委員 今の件は、私も大体高橋委員と同じ考えて、このプロポーザルの段階で出てくるノウハウは、そんなに秘密性の高いものはないのかなと思っています。多分普通のプレゼンの範囲内でやっているので、大事になることはあまりないのではないかという感じがします。もちろんそのあと、ノウハウの蓄積の方が、おそらくもっと機密に当たるような事があるのかもしれません。こちらの方は、企業秘密として出せないものがあるかもしれないですが、少なくともプロポーザルの段階の書面は、あんまり非公開事由に該当するものがいるのかなという印象です。
- 梶委員長 プロポーザルによる最終的な業者の決定で、その公正性・妥当性を担保するために、この手の提案の内容は、なるべく、公表されるのが望ましいだろうと思います。情報公開される覚悟のあるような業者でなければ、基本的にはプロポーザルに参加しなくてよいといって、私は構

わないのでないかと思います。もちろん事業には様々なものがあるでしょうから、全てがそう言い切れるかどうかは、分かりません。

この件では、情報公開条例に基づき公開することがありますという書き方がされているわけですが、公開するかどうか業者の意向を踏まえて公開する等といったような形で、公開しないことを前提とするようなことのないように、配慮していただきたいと思います。

この件は、特に問題がないとします。

【案件 2】吹田市立吹田第一小学校校舎大規模改造Ⅰ期工事（ガス設備工事）及び吹田市立岸部第一小学校校舎大規模改造Ⅰ期工事（ガス設備工事）

○梶委員長 管工事で、指名者数が少なく、落札率が比較的高いこと、この点が、ガス設備工事ということでそうなっているのかどうかを確認するため、説明をお願いしました。聴取事項に対する説明書に、大阪ガスの指定工事事業者しか施工できないとありました。また資料2、抽出案件説明の中で、本市での施行実績、工事場所が事業者所在地の近隣地域であること、電子入札用のICカードを準備していること等を総合的に考慮して選定し、業者を指名したとあります。電子入札用のICカードを準備していることが、指名業者の選定理由の中にある、このICカードは取得が難しいことなのかなうかです。これは、システム上の利用登録手続きも必要なようですが、この手続きも難しくて、時間がかかるものですか。

○契約検査室 ICカードは、一定の金額を支払えば利用可能なカードで、高額であるという認識ではないので、取得の難しさは無いという認識です。また、取得にかかる時間は、申込み後に一定期間経過しないと、カードとカードリーダー等が業者に届かないことを考えると、1か月ぐらい時間がかかることがあるので、少し時間がかかるという認識です。

○梶委員長 カードリーダーは業者が用意するものですか。

○契約検査室 はい。

○契約検査室 補足説明をよろしいでしょうか。

今まで大阪ガスと随意契約していて、それから指名競争入札に変更するに当たり、事前に大阪ガスの指定の代理店の一覧をもらっていました。この全ての会社に入札にあたっては電子入札システムを使うことになるので、早めのICカードの購入と登録のお願いや、登録方法等の御案内をファックス等で連絡しています。ICカードの購入を社内で検討した結果、ちょっと難しいですと回答した業者が何者がありました。

○梶委員長 今後、増えてくる可能性は期待できると考えてよろしいですか。

○契約検査室 大阪ガスの指定工事事業者しか工事できないことを考えると、増えてくるとは、あまり想定ていません。管工事を希望する業者から選定していますが、大阪ガスの指定業者は9社で、市に業者登録をしており、ICカードを登録している業者は、こちらで把握している限りでは、6社です。残りの3社は、先ほどの説明のとおり、何かしらの理由があってICカードの登録をしていない業者なので、これから登録していくかということは不透明であるという認識です。

○梶委員長 あまりＩＣカードの登録する意思がないのではないかということですか。そうすると、指名の対象者を増やすために、もうちょっと業者の所在地の範囲を拡大して指名をすることは考えられますか。

○契約検査室 大阪ガスから指定を受けている業者で、吹田市に登録している業者は９社で全てなので、これ以上多くなることはないかと思います。

○高橋委員 令和2年度までは大阪ガスと随意契約を結んでいて、実際のところはその下請けを、今回出てきたいわゆる大阪ガスの指定工事事業者に行わせていた実態はありましたか。

○契約検査室 大阪ガスと契約した場合でも、現場を監督する主任技術者や現場代理人は大阪ガスの人を配置し、下請けとして指定工事事業者を使うことはありました。

○高橋委員 今度は指定工事事業者自身が、実際に契約の相手方になったという意味ですね。その時、大阪ガスは指定工事事業者に対して、監督等をしているのですか。

○資産経営室 経済産業省の管轄のもと、大阪ガスが指定した業者が工事しているので、一定、大阪ガスのルールに基づいて、現場で工事を実施している状況です。

○高橋委員 この事業者が適切に、大阪ガスが求めている工事をしっかりと実施する能力、体制があるということを何度か定期的に確認しているのではないかと思って伺いました。

○資産経営室 指定された時点で、その業者の現場に入って大阪ガスの求める品質による施工ができるという一定の研修を、会社も、現場で施工する担当も受けたという確認のうえで、その作業員が現場で働いているという形になっています。大阪ガスの指定工事事業者ということで、一定の大坂ガスが求める品質、性能を担保する工事ができる業者という認識です。

○高橋委員 結局、従来の契約形式が変わっても、やっぱりその契約の履行の品質確保は基本的に大阪ガスの指定になっているということですね。

○資産経営室 はい。おっしゃるとおりです。

○梶委員長 それでは、この件は、特に問題がないと考えます。

【案件3】吹田市立吹田第一小学校ほか2校校舎大規模改造Ⅰ期ほか工事監理業務

○梶委員長 入札の結果は、一般競争入札という入札方式であるにも関わらず、業者が、次々と辞退をしたということです。令和4年度から担当技術者にも直接雇用や勤務実績を求めたことで、他の案件よりも辞退が多くなったという認識ですね。担当技術者にも直接雇用や業務実績を求めた理由は何でしょうか。

○契約検査室 現在の建物の複合化や長寿命化、ストック活用を見ながら改修工事、その他いろいろな工事が多様化する中で、令和3年度までの入札参加条件だと、管理技術者に必要な専門知識や経験が不足している人が配置される場合があり、業務品質が低下したことで、市の担当職員の負担増加が常態化しているということがあり、入札参加条件を変更したものです。

○梶委員長 事情が分からぬことはないですが、ただ、その担当技術者は、業務実績はともかく、直接雇用という雇用形態のことは、複合化とか、長寿命化等の専門知識と関係しないようにも思

いますが、入札に参加できる条件を持つ業者が著しく減るということになると、ちょっと厳し過ぎる要件のようにも感じますが、いかがでしょうか。

○契約検査室 委員長のおっしゃるとおりで、今年度は監理業務の入札不調も起こっています。直接雇用を求めるることは一定の建築士事務所の体力があるところを選べるような設定になっていると思いますが、監理業務は元々令和3年度からあまり入札者数も多くありませんし、少し厳しいなという印象は持っています。

○契約検査室 まだ、決定ではありませんが、今年度の実績をもって、入札参加条件は見直しをする可能性もあります。

○梶委員長 もちろん、直接雇用の方が望ましいとは思いますから、そういう条件を入れるのが適切ではないとは言いませんが、入札の参加者が次々に辞退するという状況は、やはり正常ではないと思いますので、こういう業界でどういう雇用形態が通常なのかということを踏まえた上で、適切な条件設定を考えいただければと思います。

○小野委員 資料2の48ページに他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めないとあります。例えば、親会社から子会社に派遣されている場合でも、直接雇用に当たらないという認識になりますか。別会社から来ている以上は直接雇用ではないという解釈ですか。

○契約検査室 吹田市では実際にそのような事例はないですが、今の段階では、直接雇用ではないと考えています。

○小野委員 辞退者がたくさんいるということは、直接雇用で専門的な技術者を雇っているところはそんなに多くないということですか。

○契約検査室 電気担当や機械担当を担当技術者としており、入札に参加した業者は、おそらく建築が得意な業者だらうと考えています。設計事務所によって得意分野があり、電気だけが得意な設計事務所や、機械の方が得意な設計事務所等があるので、去年と同じ参加条件と思って手を挙げたけれど、よく読んでみると、直接雇用を求められているから出来ないということで、辞退されたのではないかと推測しています。

○小野委員 分かりました。

○高橋委員 この入札参加条件の見直しは、他市でも同じようなことをしていますか。

○契約検査室 近隣市で聞き取りをしましたが、監理業務は随意契約をする市や、吹田市もそうですが、小規模なものは市で設計し、大規模なものは委託契約をする市もあります。八尾市では入札をしていましたが、直接雇用の条件は求めていなかったということです。また、吹田市は実績に面積を求めていましたが、金額を求めているところもありました。直接雇用という参加条件は、見聞きはしていない状況です。

○高橋委員 この条件を続けると、業者の対応が追いつかないで、同じように不調になる可能性は引き続きありますね。確かに契約の品質を維持するというのは非常に重要なことだと思います。ただ、ここまで厳しい形にするのか、何か他の方法か、今的方法であれば、もう少し大々的に再公告をしないと、委員長の心配されるとおりになるかと思います。他市も同じようなことをやっていれば、業者も対応していくとは思いますが、今の状況は他では同じような入札参加条件

がないとなると、吹田市の条件では難しいのではないかという心配はあります。

○梶委員長 それでは、この件は、特に問題がないと考えます。

【案件 4】令和 4 年度教職員定期健康診断委託業務【単価契約（当初契約）】

○保健給食室 この業務は、学校保健法に基づく教職員の定期健康診断で、資格等必要です。検診でするので各小中学校にそれぞれ行き健康診断を行います。その行く回数や、場所が多いので、なかなか応札されない状況もあると聞いていて、難しいところです。

○梶委員長 多くの業者が指名され、の中には、現在、私の大学で健康診断を委託している業者も含まれていますが、そこも辞退で、業者の中で行き先をそれぞれ分担しているようなことがあるのかどうかはよく分からないですけれども、今の指名競争入札以外の、委託先の決定の仕方はないものかと感じた次第です。

金額はこの部署の健康診断だと、だいたいどこでもこういう金額になるものでしょうか。

○保健給食室 每年健康診断を行っています。また単価契約ということで、毎年受診される教職員の軽微なニーズの増減によって、金額が決まることになります。

過去の支払い実績を調べてみると、大体 880 万円をトップに 830 万円ぐらいから 800 万円台で支払いをしている状況です。

○梶委員長 これは毎年ほとんどこの業者というわけでもないですか。

○保健給食室 過去 5 年間の実績を調べた結果、今現契約している業者が 5 年間実施しているという状況です。

○梶委員長 その時は、他の業者の応札もありましたか。

○保健給食室 每年単年の健診として、選定では吹田市の業者登録というところをメインに考えて、今年度と令和 3 年度で 11 者ほど指名しましたが、実際当日に参加している業者は、今年度は 4 者、昨年度では 3 者でした。

○梶委員長 昨年、一昨年あたりは、複数の参加があったということですね。

○保健給食室 はい。そのとおりです。

○高橋委員 コロナ禍で人手が足りない、医療従事者の人手がひっ迫している、或いは医療従事者を確保しておかないといけないということは影響していますか。

○保健給食室 今年度辞退した業者に、それぞれ辞退理由を聞きました。

ほとんどが、人的要因をあげていて、スタッフの確保が難しいことや、学校が夏休みの時期の 7 月中旬から 8 月お盆までという、特定した期間で健康診断をしていることで、その時期になかなか参加できる業者が少ないとありました。

○梶委員長 ここで指名している業者は、ほとんど一般の診察等はしていません、定期健康診断を専門の仕事にしているような医療機関と理解していますが、そうではないですか。

○保健給食室 他市の状況は分からないですが、吹田市の場合は小中学校が 54 校ほどあります。それぞれの学校に巡回をしているということがあり、そこが負担になっているのかと考えています。

○梶委員長 コロナ禍の話ですが、時期によっては学校で本来見込んだ時期に、実行できないということもあったかもしれませんですね。
それでは、この件は、特に問題ないかと思います。

【案件 5】 吹田市川園ポンプ場 No.1 雨水ポンプ機械設備工事
吹田市南吹田下水処理場放流ポンプ機械設備工事
雨水レベルアップ整備中の島・片山 ポンプ室機械設備工事

○梶委員長 雨水レベルアップ整備中の島片山ポンプ室機械設備工事のところで、5者のうち1者失格、それから1者無効ということです。無効の業者は、資料2の62ページのところで、理由の説明に「入札参加資格確認申請に係る添付資料の実績欄に要件を満たす実績の記載がないため無効」とあります。失格とはどういうことですか。

○契約検査室 資料2の62ページをご覧ください。こちらに最低制限価格と記載してある金額101,681,000円、この金額を下回った金額を入札したところが失格となりました。

○梶委員長 この最低制限価格は事前に公表していましたか。

○契約検査室 最低制限価格は、入札後の公表となります。

○高橋委員 無効の説明としては分かるが、これは、たまたま書き漏れていたのか、そもそも実績がないから書けなかったということですか。

○契約検査室 入札前に実績の報告を求めていて、記載していた案件が入札参加資格を満たしていないために無効になりました。

○高橋委員 書かれていたけれども、これが要件を満たす実績ではなかったという意味ですね。

○梶委員長 それでは、この件は、特に問題ないかと思います。

【案件 6】公園等施設補修業務

○高橋委員 資料によると、前年度の契約の相手方の業者と契約したことですが、前年度の契約の形態はどうしましたか。今年度は随意契約ですね。

○総務交通室 前年度は、公募型見積合せをしました。事前に見積もり参加業者を公募し、審査に通ったところが見積もりに参加しました。1者ではできない業務のため、複数業者と契約する必要がある内容なので、5者と契約しました

○高橋委員 前年度も5者と随意契約をしたのですか。

○総務交通室 そのとおりです。見積合わせで1番安い単価を集めて単価表を作成し、その単価で随意交渉をして契約しました。

○高橋委員 公募型見積り合せに参加する業者は、5者以外にいなかったのですか。

○総務交通室 5者応募があり、5者審査しました。

○高橋委員 見積合せに参加したが、契約はしないということはなかったですか。

○総務交通室 ありませんでした。

○高橋委員 この公募型見積合せによる契約形態は、いつからですか。

○総務交通室 平成30年度からです。

○高橋委員 平成30年度から5者ですか。

○総務交通室 平成30年度は3者でした。令和元年度から5者になりました。令和元年度、令和2年度、3年度、同じ5者と契約し、今年度は6者参加があり、6者と契約しています。

○高橋委員 その3者は、この5者の中の3者ですか。今年度6者というのはこの5者にもう1者増えたのですか。

○総務交通室 そうです。

○小野委員 そうすると、来年度以降も同じ企業が参加を希望し、同じ方法で選定することが予想されますか。

○総務交通室 そう思っています。応募する企業がどれだけ増えるかは現時点では分かりません。

○小野委員 ちなみに、公園等施設は具体的には何ですか。都市公園以外に何が含まれますか。

○総務交通室 都市公園の他に、遊園を含めて公園「等」としています。

○梶委員長 そうすると、都市公園以外の遊具の管理も、公園等施設の中に含まれるのですね。業種が造園と土木一式で5者ですが、様々な分野の業者が管理しているのですか。

○総務交通室 そうです。

○梶委員長 今年から1者増え、6者になったのは、募集を1者増やしたのですか。

○総務交通室 公募内容は変わっていませんが、参加希望者が1者増えました。

○梶委員長 採用を1者増やしたのは、どんな判断に基づきますか。

○総務交通室 審査基準を満たす者を全て採用しても多くないと判断し、全て採用しました。

○高橋委員 将来、参加希望者数は増えないという見込みですが、多くなり過ぎた場合は採用数を減らすことを考えていますか。

○総務交通室 今後、さらに参加希望者が増える場合は、契約者数を公募の段階で限定する可能性は十分にあります。

○高橋委員 その場合に契約者数を絞る基準は何になりますか。

○総務交通室 審査の段階では、審査基準を満たす者は全て採用し、見積合せの段階で、金額により契約者数を絞り込むことになると思います。

○高橋委員 これは単価契約ですから金額が同一です。契約に応じると業者が増えて、その中から選ぶ場合、どんな基準で判断しますか。何によって順位付けをしますか。

○総務交通室 仮に順位付けをするとすれば、単価契約なので単価表を作る際に、安い項目を記載した数や、予定数量を算出し業者には総額を記載してもらい、金額で順番を付けるか、どちらかの方法しかないと私は思います。

○梶委員長 区域によって、業者を分けるやり方も考えられますか。

○総務交通室 考えられなくはないと思います。大阪府は市ごとにブロックに分かれているところもありますが、吹田市は狭い地域ですし、ブロックごとで単価が変わること、ブロックによって業者

参加数が変わること、一度に同じ地域で緊急の事故が発生することもあるので、ブロックごとに分けるより全市で募集する方が良いと考えています。

○梶委員長 様々な業務があるから特定の業者が全市対応するよりは、その業務に複数の業者が参加を希望するのであれば、区域で分けるというやり方も考えられるのかと思った次第です。
この件は問題ないと考えます。

【案件 7】吹田市立保育所等遊具修繕業務

○高橋委員 保育所の遊具は非常に安全性が高く求められるべきものだと思います。その点に関しての品質保証に対して、契約にあたって何らかの工夫はしましたか。

○保育幼稚園室 公園の遊具の基準がありますので、その基準に準拠した修繕を行っています。

○高橋委員 これは現に何らかの修繕が必要になっているのですか。

○保育幼稚園室 こちらの修繕は令和3年度に遊具の点検を行い、その結果の報告を受けて、実施したもので。かなり傷んでいる遊具を更新する他に、遊具の基準、例えば、ブランコであれば座っている面と、地面との間で、一定の間隔を空けるという基準があり、それを満たしていないという報告がありました。基準を満たすには座面を上げないといけないので、チェーン部分を少し短くするような、基準に適合させる修繕が大部分です。

○高橋委員 ブランコであれば地面を掘り下げても間隔はできますが、このやり方は許されますか。

○保育幼稚園室 今回は、あくまで遊具を基準に適合させるという修繕を行っております。

○高橋委員 事前に点検した内の35基の修繕が必要になったということですね。遊具の点検には、この業者は関わらないということですか。要するにこの35基以外の安全の確認にはこの業者は関わっていないですか。

○保育幼稚園室 この業者は関わっていませんが、昨年度232基の遊具を点検しその中で修繕が必要なものが35基でした。その際同時に見積りもお願いしていたので、今回その金額で発注しました。実際取りかかるみると軽微な修繕で基準に適合するものが多く、結果的に安くなりました。

○高橋委員 保育所等の遊具なので、安全性を確認しました。今の説明で問題なく対応していると思いました。

○小野委員 今の点検の話ですが、頻度は決まっていますか。

○保育幼稚園室 遊具の点検はこれまで建築物や建設設備の点検等と合わせてしていました。遊具の基準を用いて遊具の専門家に見てもうという点検は令和3年度に初めて実施しました。

○小野委員 将来的にいつするかは決まっていなくて、また古くなってきたらその時に点検をするとということですか。

○保育幼稚園室 年に1回行っていきたいと考えています。

○梶委員長 この業者は、遊具の安全点検を実施した業者とは別の業者ですね。

○保育幼稚園室 別の業者が修繕を行っています。

○梶委員長 安全点検を実施した業者と同じ業者が実施をすると、安くなる等の事情はありませんか。

○保育幼稚園室 遊具の点検をした業者も含めて、指名競争入札をしました。

○小野委員 むしろ、点検に携わった業者が修繕するといい加減な修繕になる等の心配はありますか。点検に携わった業者を指名から外す必要もないですよね。

○保育幼稚園室 特に外す必要はないと考えています。

○梶委員長 この件に関しては、特に問題はないと考えます。

【案件 8】吹田市立幼稚園型認定こども園給食調理業務【単価契約（当初契約）】

○小野委員 今後、同様の業者が登場する可能性が低い案件なのかどうかということが気になっています。実質的に随意契約に近い内容になりつつあるという問題意識で抽出しましたが、この業務ができる業者は、今のところとても少ないということですか。

○保育幼稚園室 クックチル方式ができる業者で、幼児食を取り扱っているところが少ないです。

○小野委員 病院とか介護施設用のクックチルを幼児食でとなると、少し特別な調理や物が必要なので業者の数が限られてしまうということですか。

○保育幼稚園室 そのとおりです。

○小野委員 今のところこの業者しか手を挙げないんだろうということですか。

○保育幼稚園室 現状ではこの「者」というところではあるのですが、我々も他に業者がいないか、いろいろ調べながらこういった取組みをしているので、今後も調査や業者へのヒヤリング等したいと考えています。

○小野委員 今後ともそういう努力は続けていただくことをお願いしたいと思います。

○高橋委員 このような業務はいつからどういう形で始まったのですか。

○保育幼稚園室 平成28年度から、幼稚園型認定こども園、もともと幼稚園だったのを園児の人数が減ってきている中で、保育園のお子さんも預かることができることも园に変えていっています。調理室のない校舎の中でも給食を提供する方法を考えた結果、クックチル方式を見つけ実施しています。スペースの問題があってこの方式しかとれないけど、給食提供できるので進めているところです。

○高橋委員 最初は随意契約でしたか。

○保育幼稚園室 資料がないので、最初どうだったかはわかりません。ただ、契約方法を変えたとは認識していません。現在は制限付一般競争入札でしています。

○高橋委員 クックチルはレンジとかで加熱すれば済むものですか。

○保育幼稚園室 調理をして急速冷凍したものを現場に運び、そこで温めて提供します。

○高橋委員 調理場を持たないで安くできるやり方、調理場を持たないやり方があることは分かりました。広く業者を探せば他に手を挙げる業者も出てくるかもしれませんと想いますので、今後、色々検討はしていただきたいと思います。いつまでもこの業者が「者」でとなると随意契約が適切

となってしまいます。随意契約が適切ならそれでもいいのですが、入札を実施して1者だけ入札ということは課題であると思いますので、随意契約をするべきなのかもう少し検討してください。

○梶委員長 この案件については、特に問題ないものと考えます。

【案件9】市有施設の照明LED化に係る調査委託業務

○小野委員 なぜ業者間でこのような著しい価格差が生じるのですか。

○環境政策室 見積りを徴収する際に様々な業種の業者に見積り作成を依頼しました。その業種の違いによって見積りの作成の根拠が様々あり、メーカー由来の業者だとなるべく安めに積算するところもあれば、コンサル由来の業者だとしっかり積算するところもあり、結果的にこのような差が生じました。

○小野委員 実際の入札結果等閲覧台帳を見ても受注者だけが極端に低く、他の業者は大体同じ金額で入れています。1者だけがすごく金額が低いですが、どう分析されていますか。

○環境政策室 受注者にも入札前の見積りの時にも見積もりをもらいましたが、今回の入札の金額よりも、比較的高めの金額でした。入札を行った結果、受注者の企業努力と、かなり取りたいという思いが強かったのか、安めに入札したという結果になりました。

○小野委員 市有施設の照明LED化に係る調査委託業務は、具体的にはどういう業務ですか。

○環境政策室 全府的にLED化を進めているところで、来年度からLED化を進めるために、現在どの施設にどれだけ、どの位置に、どんな種類の照明が付いているかといった基礎資料がないと、その後のリースの見積りを進められないこともあるので、現状どういったものが付いているのかを把握し、来年度の根拠にする基礎資料を作る業務になります。施設に赴いて天井を見上げて、どの部屋にどんな種類を付けているのかを台帳作成していく業務になります。

○小野委員 市有施設とあるので、市が持っているあらゆる施設と受け取っていいですか。

○環境政策室 令和12年までに、大規模な修繕等がされない施設を抽出しています。そのため、全てではないですが、大体85施設あります。大規模修繕の予定施設は、修繕に合わせてLED化を進めています。

○小野委員 85施設全て調査して台帳を作る業務になるわけですね。

○環境政策室 おっしゃるとおりです。

○小野委員 そういう調査をする業務は受注者と他の業者と大きく違わないと思うのですが、企業努力とはいえ、これだけ格差があるのはなぜですか。

○環境政策室 企業努力だと聞いています。受注者もおそらく、今後控えているリースも見据えているのかもしれません、今回の業務は、そこに有利に働くものでもないですし、今は何があるか把握するだけのものになります。

○小野委員 先ほど、受注者もぜひ取りたいのだろうとも言われていましたけど、取ったことによる将来的なメリットは、何が考えられますか。

- 環境政策室 メリットがないように我々は今回の業務の仕様書を作ったと思っております。
- 高橋委員 いずれ次の段階では、ＬＥＤ化を進めていく、その時に、基礎資料が分かっていればどうですか。
- 環境政策室 器具リストとして並べるので、それさえあれば代替品で全て積算は可能です。今回はリースなので、単純に価格勝負になるため、有利には働くかと思っています。
- 高橋委員 他の自治体でも同じような業務を問題なくさせているということですか。
- 環境政策室 いくつかの市では既に実施していて、何の問題もなく進めていると聞いています。
- 高橋委員 そこでも今回の受注者は参加しているのですか。
- 環境政策室 受注者はリース会社ではないので分かりませんが、調査業務では参加しています。
- 高橋委員 受注者としての関わり方は、そのリース業者に物を卸すということですか。
- 環境政策室 はい、メーカーですので、あくまで物を卸すという業務になります。
- 高橋委員 例えば、受注者が物を提供している業者が入札に参加する可能性はありますか。
- 環境政策室 どこのメーカーから照明を仕入れるかはリース会社次第ですが、選択肢の一つとしてはあると思います。
- 高橋委員 受注者は、特定のリース会社に対して、調査で分かった情報を提供することは出来ますか。
- 環境政策室 業務に関する著作権は吹田市のものになりますので、そういったことはないと思います。
- 環境政策室 成果物は、次の入札時に全て公表します。
- 高橋委員 実際の調査で得た情報は、吹田市には提供しないけれども、受注者が獲得した情報を使うのは自由ですか。
- 環境政策室 例えば、体育館の高天井にどういった梯子を立てれば良いかという情報が想定されますが、今回、高天井の照明は対象から一切除外していて、脚立一つで届く範囲の照明だけを対象としているので、現場での情報も有利に働くことはないと思っています。
- 高橋委員 ！桁違うということは、やはり少し変ですよね。何を考えてこの受注者はこんなに安い金額で札を入れたのだろうと皆さん思うでしょう。何とかその後の利益を見込んでいないと企業としてやっていけないのでないでしょうか。
- 環境政策室 見積りを取った時点では受注者の見積額が低かったので、他の業者に確認を取りました。受注者の見積り金額を参考に予定価格を設定して入札をした時に、受注者が入札に参加しない場合不調となる可能性が高いので、少し高い金額を予定価格としました。
- 高橋委員 契約の経緯自体は分かるし、こういう形で契約せざるを得なかつたのだろうと思います。今後どうなるのかは気になるので、次にＬＥＤ化を進める際は、契約の相手方に十分注意をして入札するようにしてください。何らかの形で有利に働くことがないかことは、少し気にされた方が良い気がします。
- 環境政策室 有利に働くことがないようにしたいと思っていますし、受注者とも密に情報共有をしています。例えば、受注者しか分からないような言葉で成果品を作ることがないように常々指導

していますので、そこは間違いなく大丈夫だと思っています。

○梶委員長 市有施設の照明は、買取りでなくリースにするのはなぜですか。

○環境政策室 リースにすると確定した訳ではないですが、購入した場合は、保守の問題があります。リースであれば保守契約も結びますし、近年では他の自治体もリースが主流になってきています。

○梶委員長 買取りより安くなりますか。

○環境政策室 トータルで見ると買取りが1番安いです。リースはリース費がかかるし、保守契約を結ぶ部分に多少上乗せがあるためです。ただ、破損や何か不具合があった時の対応等を含めると、リースが最も適切と考えているところです。

○梶委員長 体育館の高い天井なら、それこそメンテナンスも大変だろうと思うのですが、脚立て取り換えが効くようなところだったら、自力で何とかなるだろうと思うのです。

○環境政策室 リースが終わった後、この照明をリース会社に返すのではなく、そのまま提供していくこと、これらをトータルで考えて今リースの方向で考えています。

○梶委員長 特にL E Dの場合、急速に電球の値段が安くなっています。このこともあるので、今の相場でリース契約を結んだ場合は、随分高い金額で将来に向かって拘束されることになるというのが気になりました。

○梶委員長 この案件は特に問題が無いものと考えます。

【案件10】令和4年度地域支えあいネットワーク推進業務

○小野委員 この案件の契約金額は1億円ほどの金額ですが、人件費がほとんどと理解していいですか。

○福祉総務室 おっしゃるとおりです。ほぼ人件費でそれに加えて、事務費があります。

○小野委員 人件費は例えば、ソーシャルワーカーの費用、事務費は本体の運営のための費用ということですか。

○福祉総務室 人件費は、市コミュニティソーシャルワーカーというCSWを配置していて、その職員13人に加えて、ボランティアコーディネーターを1名配置していて、計14名分の人件費です。事務費は、あくまでこの業務に関して必要な事務経費で、上限額40万円プラス、間接経費80万円を合わせて120万円を上限として支払っています。

○小野委員 社会福祉協議会それ自体の運営費ではないということですね。

○福祉総務室 おっしゃるとおりです。

○小野委員 成年後見についてお尋ねしたいのですが、回答によると社会福祉協議会に関わらず委託している部分はないとのことですので、成年後見制度利用促進については、吹田市が自身でしているということですか。

○福祉総務室 成年後見の市長申立は高齢福祉室、障がい福祉室で業務を実施しています。成年後見の利用促進に関する業務は、国が進めている業務ですが、今年度から、利用促進に関しての検討

会議を設けていて、今後この業務展開については検討することになっています。

○小野委員 市民後見養成研修はまだしていないということですか。

○福祉総務室 そのとおりです。今、その部分も検討しているところで、実施はしていません。

○小野委員 中核機関はどこにする予定ですか。まだ検討中ですか。

○福祉総務室 検討会議をしていて、契約に関しては、他の自治体を見ると中核機関として社会福祉協議会と随意契約をしている所が多いです。この検討会議で契約をどうするかということも含め、今検討を重ねているところです。

○小野委員 市の成年後見制度については、検討状況、進行具合はどうですか。

中核機関は何処にするかまだはっきりしてない段階ですが、他の主要都市はどんな進行具合になっていますか。

○福祉総務室 大阪府内の中核市、例えば豊中市、高槻市、枚方市等の中核市は、ほとんど中核機関を設置している状況です。あとは大阪市、堺市等大阪府内 11 自治体程度が中核機関を設置していることを把握しています。

○小野委員 設置できていないところもかなりの数があるということですか。

○福祉総務室 吹田市は早くて来年の 4 月の契約に向けて検討会議を重ねているところです。

○小野委員 視野に入っているのは社会福祉協議会になるのでしょうか。

○福祉総務室 そうです。そこを視野において今会議を重ねています。

○高橋委員 この件は随意契約で社会福祉協議会が相手方ですが、他の相手方では適当ではない理由は、どのように説明されますか。

○福祉総務室 まず随意契約理由は、様式第 5 号の 3 の説明書の中でも説明しているとおり、この業務自体が属性を問わず高齢者、障がい者、子どもの個別の相談に対応するために人員的な支援、配置をしているので、契約の相手方は市内の地域の活動に長けていて地域のことも詳しい団体であり、かつ、支援する先の団体とも連携をして業務を実施しないといけないことです。社会福祉協議会では社会福祉法人の連絡協議会を持っていて、社会福祉法人、幼稚園、保育園等を運営している様々な法人に関する団体の事務局です。このことから、様々な団体とのつながりが深いことが 1 番大きな理由です。加えて、地区福祉委員という小学校区の地域の役員がいて、その役員達との日々の活動についてもつながりが深く、そこから様々な相談事が社会福祉協議会の CSW にあるので、日々の通常業務でも関係性があることから随意契約をしています。

○高橋委員 社会福祉協議会の性質について行政の組織の一端のように理解している人も多いようです。正確に理解を促したらいいか、行政の一端として理解してもらった方が、むしろ業務を遂行していく上では都合がいいのか分からぬのですが、随意契約方式によって契約し、業務を行っていくことは納得のいく説明がつくようにしておく必要があると思います。

○梶委員長 この件については、特に問題ないものと考えます。

○梶委員長 審議の中であった委員からの意見は後日、事務局が取りまとめて、各委員に報告をして、確認を得た後、委員会の意見とします。事務局から何か連絡事項はありますか。それでは以上をもちまして、令和 4 年度第 3 回の吹田市入札等監視委員会を閉会いたします。皆様どうもありがとうございます。

ございました。